

平成28年度労働報酬専門部会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成28年度労働報酬専門部会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成28年7月4日（月）午後1時30分～午後3時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢崎、大野
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）報告に向けて
 - （2）その他
 3. 閉会

平成28年 7 月 4 日

世田谷区

労働報酬専門部会（第2回）

午後 1 時25分

部会長 それでは、ちょっと早いですけれども、始めさせていただきます。

それでは、きょうは第 2 回目の労働報酬専門部会ですが、最終報告に向けておよその骨組みをできればきょう固めて、それで、後でこちらで答申案というか報告案をお配りして、次の適正化委員会の前までには何とか作業を終えられるように進めたいと思います。議論が残った場合は、また何らかの方法を講じて進めたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

午前中の議論とも関連しますので、きょう出されている議論の中で、適正化委員会ですというところまで踏み込むかによるんですが、きょう、お 2 方からそれぞれかなり詳しい意見が出ておりますので、ひとまずここから入ってみたいと思うんです。

論議の焦点は、委託につきましては大きな議論がまだないんですけれども、ひとまず建設のほうを先に進めさせていただいて、それで、特に論点になっていますのは、報酬下限額の設定の仕方そのものが 1 つ。それから、法定福利費をどう動かしていくかということについて、これが大きな課題ですが、全部一気にいくか、それとも少し時間を要するものについては、それなりの方策を講ずるということを段取りとしてつくっていくような、そういうことも考えられるかなと思っております。

そこで 1 つ、これは前提になるんですけれども、委員のほうから出ております中に 85% か 70% か、これは大きな差があるんですが、これの考え方をもう 1 度振り返ってみて、特に前回の型枠の、例えば技能の 2 のクラスの評価、ここが 1 つの論点になっていたと思います。若年技能者として十分な技能を備えていると見るか、あるいはそれをもう少し習熟の度合いを高めたところで切るか、この辺の技能の切り方も 1 つあるのかなという気もします。この 85% というのが難しいかどうかということになりますと、これも先ほどの委託のほうの考え方の中にもかかわることですけれども、1 つは全産業と横並びの比較で見た場合の水準設定と、それから、少し期待値になるのかもしれませんが、このところ、若い人の入職が少なくなっていて、高齢化と若年労働者の確保の問題が将来の建設業の技能者確保に大きくかかわっているということから考えると、その辺の戦略的な設定というものが、賃金の上での設定の仕方というものが少し議論になるかなと。

それからもう 1 つは、先ほど来出ている予定価格等を含めて受注、発注の単価の形成を動かすことによってどこまで可能かというのは、ある程度の見定めというか、あんばいの下限をつくっておく必要があるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、大きく言うと横の比較と技能の比較と、それから将来の技能者確保と、車の両輪のもう 1 つの発注者側の価格設定というものとの見合

いをにらみながら、何%にするかという結論を導かなければならないのかなと思います。

その辺について、きょうはひとまず、午前中は480万円と580万円と100万円の差の議論がございませけれども、これをどう見るかということなんですが、この委員のところはもう非常に直備でいろいろやってこられたので、一番いいモデルの企業としてやってきておられるので、高いレベルのものかと思うんですが、委員のほうからこの難しさをもう1度御説明していただけますか。先ほど、公共工事でフル稼働ということでも難しいという発言だったと思いますけれども、技能の2のところを70%ぐらいに落として、あとそこから上という考え方でいくか。

委員 そうですね。そういう考え方です。やはり一番若年層が単価的にも十分でないというか。

部会長 技能との関係で。

委員 ええ。一般社会と比べても厳しい環境の中で働かなきゃならない技能労働者というのは、やはり一般のサラリーマンよりは待遇をよくしていかないと入職してこないという部分はあると思います。ただ、その中で、やっぱり対象になるのは、ベテランじゃなくて、見習いを終えた若手の技能労働者がまずは対象になるんだらうなというふうに思っていて、そういう意味からすると年収480万円というのは、賞与はなしと考えると、月に直せば40万円になるわけですね。そうすると、初任給、例えば大卒初任給が二十二、三万円に比べても、賃金的な待遇としては十二分に高いんじゃないかなというふうに考えて、そういう設定をしています。

部会長 今の二十二、三歳から約30歳、10はいかないと思うんですけれども、30歳ぐらいまでの労働者の比率というのはどのくらいの割合、比重になるんでしょうか。例えば労働者が100人必要だと考えた場合の年齢別の比率で言うと、見習いの方と、仕事はできるようになったけれども、一番低い技能の方と、この辺はどのくらいの比重になるんでしょうか。要するに労務費コストの総額でどのくらい上がるかという問題が結局、企業の全体の支払い能力にかかわってくると思いますので。

委員 若年層は必ずしもそんなにふえていないと思うんですが、よく言われるのは、55歳以上の労働者が約30%以上だろうというような話で、実質、若手の見習いを終えた年の人たちの比率がどれくらいあるかというのはちょっと私もわかりません。

部会長 この辺は、委員なんかはどういうふうに考えておられますか。高過ぎるといって、そのもの自体の問題もありますけれども、経営としてのしのげるかどうかということになってくると思うんです。

委員 まず前提として今の現状を見れば、確かに 委員のおっしゃることは十分わかっておりまして、私ども（会社名）を初め、全建総連の東京で賃金調査をしても、職人さんの賃金が若干上がったといっても、今現状でいくと1万6000円から1万8000円ぐらいがおおむね主流というのは現実だと思います。

ただ、公共工事を発注する上で積算する際に使っている積算単価は、一方で2万円以上の積算単価が組まれている。でも、実際、現場でお仕事をしている方には1万6000円、1万8000円しか手元に行かないという、そういう現状がありまして、やっぱりこれを改善するのが公契約条例の最大の目的であるというふうには思っています。

なので、現状大変厳しい状況の中でも、この公契約条例をつくることで適正な位置に持っていく。そうしないと、若い人たちがこの建設業界に入ってこないんですね。この暑いさなか、また寒いさなか、現場でお仕事をされていて、なおかつ入って一、二年、三年では一人前とも言われず、やっぱり何年も技術を磨いて、なおかついろんな資格や講習会も受けてやっと一人前になっても、さっきの話じゃないですけども、一般のサラリーマンより低いという今の現状を改善していくためにも、1つの基準としては、積算単価と比較したときに、そこは現状を見て下げるのではなくて、一定程度近づけていく基準というのがやはり85%という数字なのかなと思っています。現状厳しいのは十分承知して、実際僕たちの組合員さんもそこまでもらえている人は結構高い水準の方だと思います。

そういう意味で言うと、前回いただいた 委員の資料でいくと、やっぱり熟練技能工と言われるのは一定どこかで線引きをしながらも、このレベル3以上とか、そういう方にちゃんとお支払いできる最低額ということで、一定どこかで注釈をつけながら、基準はそこを何とか守れないかなというのが僕としての思いです。

部会長 設計労務単価というのは、言ってみれば平均というか、平均を与えて、そこから予定価格を積み上げる基礎になるわけですよ。それは平均ですから、その中には二十二、三歳の人もいれば、40歳、50歳のベテランの方もいらっしゃる。その平均になるので、その平均に対する比率を下限額にすると、あるところは足りないけれども、あるところは上がる、高過ぎるという、そういうことにもなるので、その辺のさじかげんということにもなるかと思うんですね。下限額だから、ある程度最賃のように下をきちっと決めると全体の底上げという話にもつながっていく可能性もあるので、この辺の実際と下限額設定の意味合いというのは1つ調整が必要になる部分かなとも感じるんです。

しかし、これまでよその区はいろいろ発注というか、公契約工事の対象となる金額が大きいので、そういう意味で言うと、世田谷区の場合は金額が少ない

という関係もあって、この辺をどうにらむかということも1つ、この辺になるとかかわってくるのかなという気がするんですね。ですから、現状の問題とこの設定するもののギャップ、それから、将来新しい技能者を確保するための可能性にける部分をどこまで積み上げられるか、こういうものの組み合わせということになっていくんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどう調整したらいいでしょう。

委員 今、最低下限額を設定する金額は3000万円以上ですよ。3000万円という金額が一番厳しい工事の額であって、例えば1億円以上、1億5000万円以上になるとスケールメリットが出てきますから、やっぱり共通仮設費ですとか現場管理費、一般管理費等もその率分だけ大きくなっていくわけですね。金額の総体額が大きくなっていくので、3000万円ぐらいたと、その辺の経費率が一番少ないところで、そこで労務費のところでも網がかかってくるのが、そこで直接工事費が入ってこなかったりすると、単純にもう共通仮設費、現場管理費、一般管理費、みんなそこから調達してこなきゃいけないということで、3000万円という金額が少ないんですかね。もっと大型の1億5000万円以上とか、そういう金額であれば、だから、今、僕もこの85%が全部入らないとは言っていないで、85%で入るものももちろんあると思うんですよ。ただ、85%で全部網をかけられると入らないもののがかなり出てきちゃうということだと思うんですね。

委員 あと、設計労務単価の考え方もあると思うんですね。ここ3年、4年ぐらいは引き上がりがありましたけれども、以前までは、先ほど部会長が言っていたらっしゃったとおり、前年の調査をして、その水準をもって翌年度の積算単価にして、そうしたあげく、どんどんどんどん下がって行って、結局、あの当時、1万8000円ぐらいまで下がったんですね。それはもう実勢の賃金下がっているから積算単価も下がるんだということで、結果、どんどん下がっていった。積算単価が下がるわけですから、次、翌年の工事の請負単価も当然下がるという、こういう悪循環を、今回、国交省は、いや、そうじゃないんだと。今の現状にさらに上乘せして政策的に引き上げをして、段階的にでも上げていくんだというのが今の公共工事設計労務単価なので、設計労務単価を上げていったのに、そこの7割でいいよ、現実が6割だから、ここまで下げようよというふうにしてしまうと、せっかく上げたものがまた、世田谷だけで変わるということはないと思うんですけれども、やっぱりこの業界として設計労務単価を下げさせない、上げていく、結果、請負の代金も上げていくという意味でも、そういう考え方をどこかに持ちたいなと。繰り返しになりますけれども、現状厳しいのは十分承知しております。

部会長 この間、4割はいきませんけれども、38%ぐらい、対平成24年度比

で見ると、38%相当以上上がっているわけですが、現実には実勢の賃金にはね返っている分というのは、ことしの6月がどうなるかあれですけども、平成24年度比ぐらいで見ると大体1割は上がっていないんでしょうね。

委員 10%は上がっていますかね。10%も上がって、実勢、10%ぐらいは上がっているんじゃないですかね。

部会長 10%ぐらいは上がっていますか。その結果、何が起きているかというと、結局、1つは建設業の経営が一応改善しているということは、それは1つの結果だと思えるんですけども、それはそれで適正な労働条件を確保する上のいわば可能性がふえているということですから、それはそれで1つの改善だと思えるし、この間の設計労務単価が引き上げられたということの効果だと思えるんです。

問題は、この間、ある程度厳しく設定されてきた、あるいは過当競争が生み出した異常な低さというものもあったから、その是正分を考えると、38%なり、そのままに改善しろということは、これは難しい点があると思うんです。しかし、それにしても上がり始めているということであれば一定の効果が出ていて、今回、世田谷の場合に38%まではいかないにしても、上がりぐあいもう1段上がっていくという、そういう方向に向けていく場合に、事業者には大きな負担となって経営が成り立たないというようなことにならない範囲の条件というものを、一方では入札契約制度の改善をしながらではあるけれども、どこまで可能かというのは、85対70とかなり開きが大きいので、その辺をどういうふうにおさめたらいいかというのは私も非常に苦慮するところなんですけれども、

委員はこの辺について何か。

委員 僕も 委員と同意見なんですけれども、折り合いをつけていくのであれば、まず 委員から出していただいた、少しずつ整理していく中で、見習いとかの部分で、軽作業員の70%という1つの数字を 委員が出していただいた。これは委託の最低の考えの1093円なんだろうけれども、確かに比べれば130円ぐらいの差はあるんですが、まず、この1つのラインというのは、皆さんが受け入れられないのかどうかというのを決めて、その後85%と。今のところは僕もそのまま85%でいてほしいという思いではありますけれども、見習いを超えたところをどうするかという折り合いをつけていくのかなという感じですよ。ここはいいんじゃないかなと思うんです。

部会長 では、今、 委員の御指摘のとおり、ひとまず建設はちょっと議論をとめておいて、業務委託のほうの……。

委員 違います、違います。

部会長 ごめんなさい。

委員 未熟練と高齢者のところが、 委員の出していただいたのは委託と

同じ金額の1093円を出してもらっているんですね。一方で 委員が出していただいているのは、未熟練、高齢者等は軽作業員の70%を使うと。そうすると1242円だということはどう線を引くかというのをまず考えてもいいんじゃないかなと。

部会長 申しわけありません、わかりました。この差額は、1093円ということとは.....。

委員 これは130円までいかないんですかね、120円ちょっと。

部会長 140円ちょっとですかね、149円。

委員 そうか、150円ぐらい違うんですね。

部会長 これは私はよくわからんのですけれども、技能者の2となっている部分の見習いの次が1でしたっけ。技能者の1というもののちょうど半分ぐらいのところ軽作業員の部分と重なっている、見習いの方と重なりますよね。例えば経験3年とか5年とかによって、十分一人前になっている人とその手前にいる人との境というのは非常に難しいところがあるかと思うので、その辺の区分け、適用範囲をどうするかにかかわるのかなという気もするんですけれども、一番一人前の労働者になったところの最初の部分というか、年齢的に若いほう、この辺がどの辺になるか、上がるかということが1つの論点かなと思うんです。

委員 ちなみに見習いというのはどこになるんですか、レベルの1までもいない人ですか。

委員 1ですね。

委員 それで、 委員のほうの未熟練というのは.....。

委員 これは同じです。

委員 同じ位置。

委員 最低これぐらいは。だから、8時間掛けると9900円ぐらい、1万円ぐらい。今現状、多分本当に何もわからず現場に入ってきてというと、日当で8000円から9000円ぐらいですかね。手元で使ってというと、1万円は確かにいっていないなという気はしているんですけれども、大体8000円から9000円ぐらい。ここが少なくとも公共事業においては9900円ぐらいにならないかなと。

委員 委員にすると8000幾らになるし.....。

委員 そうですね。

委員 委員が使うと1万円.....。

委員 9900円ぐらいです。

部会長 1242円を時間単価とすると.....。

委員 8時間で掛けたとしても.....。

部会長 1万円弱と。

委員 公契約条例において、見習いとはいえ、このぐらい設定してもいいんじゃないかという金額ですよ。僕もどっちかというところなんです。

部会長 これは見習いと一人前とを区分けすることについては大きな意見の差はこれまでないですよ。ですから、その額をひとまずどうするか。下のところですね、見習いのところ、これは例えば8時間労働でいくと、時給1242円というのは1万円ちょっと出るんですかね。

委員 9936円です。

部会長 9936円。

委員 私どももそれぐらいだったら払えると思いますよ。1万円切っている範囲であればね。

部会長 1万円ぎりぎりのところ。

委員 そうですね。

委員 それは何とかかなと思います。

部会長 その辺になると、未熟練というか、見習いというのが大体1万円を1つの目標値として設定して。

委員 だと思います。あと、高齢者の方で雇用保険とかいろんな調整をかけて、ある程度賃金を抑えたり、あとは高齢の方で作業量が相当数減ったり圧縮したりという場合もあるので、1つ基準はそれぐらいかなと思うんです。

部会長 これは別枠で設定しておくほうがよろしいでしょうか、一律というふうに誤解されないように。

委員 そう思います。言い方は、その未熟練という言い方がいいか、見習いも含めて表記の仕方はあると思うんですけれども、何らかの1つ違うランクは必要だと思います。それは決して950円ではないだろうなど。特に建設業のお仕事について。

部会長 そうですね。屋外作業だし、労働環境も屋内作業等に比べればややきついものがありますから。

委員 それは今回は950円で一律という扱いだったので、それとは分けていただきたい。

部会長 1つはそういう形で、未熟練ないし軽作業に従事する労働者については大体時給1200円から1250円ぐらいのレベルを設定する、そういう時給表示にしますか。

委員 僕は、設計労務単価があるので、その中でいく軽作業員の70%というのは、例えば設計労務単価が動けば、場合によっては動くという、幾らという単価の決め方よりは。

部会長 そういう言い方で軽作業員掛ける70%というのは、これはこれでよろしいですか。

委員 いいんじゃないですか。

委員 委員が何回か提案してくれた未熟練というやつですね。これはいいと思いますね。

部会長 これはこのまま。

委員 全職種が共通。先ほど御質問もいただいたんですけれども、職種によって変わるといよりは、それこそ全職種の本当の最低賃金的な意味合いのものとしたほうがよろしいのかなと思います。

部会長 そうしますと、大ざっぱに言いますと、未熟練あるいは軽作業員が大体1万円ぐらいということで、それと勘案してというか連動して、いわゆる一人前というところからの最低限をどの程度の比率で見るとのことですよね。委員の試算によりますと、これは70%ですと、日にち換算だとどのくらいになりますでしょうか。

委員 日にち換算で言うと.....。

部会長 220日ぐらいになるんですかね。

委員 月23日ぐらいですね。

委員 月23.4日ですね。

部会長 就労日数が大体280日ぐらいになりますか。

委員 年間ですね。

部会長 280日で480万円を割りますと、1万7000円から1万8000円ぐらいですか。

委員 23日稼働だと280日ぐらいですよ。仕事量でいくとかなり高い稼働率だと思います。ほぼ休む日がないという状況ですから。

部会長 6日間就労でやった場合に、この70%でいくと、大体日給が1万8000円ぐらい。1万8000円ということは、(会社名)というか、都連が調べている賃金調査の、大体今の実勢平均賃金ぐらいになりますか。

委員 稼働率がそんなによくないので、年収ベースでいくと380万円とか、400万円は今切っているかもしれないですね。結構都建なんかですと町場の職人さんが多いんですが、単価はいいんですけども、公共とか町場の方と比べると、どちらかという稼働日数が減るんですね。そうすると、日当だと大工さんは2万円ぐらいもらっていたりするのが普通なんですね。

部会長 年収ベースというのはその辺で難しいことになりますね。町場の方と比較するというのはね。

委員 なかなか稼働の問題とか、あとは共通して言えることは賞与的なものが支給されるケースがないということなので、ほとんど日給、もしくは日給月給的なところに集約されているケースが多いんじゃないですかね。

部会長 そうすると、70%の計算の1つの問題点は、稼働日数がこんなには

ならないということですね。日給計算でいうと低くなるけれども、稼働日数が少なくなってくると、480万円というのはぐっと少なくなってしまう。

委員 土木とかだとそこまで稼働しないですね。

委員 していないですね。毎月20日くらいですよ。

委員 時期によってはもっと減っちゃう。

委員 平均すると20日くらいだと思いますね。

部会長 そうすると、240日となると2万円ですね、なるほど。

委員 あとは、委員の言う、確かに一般的に技能者と言われるレベル2を指すのか、いわゆる本当の熟練工を指すのか、中間、基準を余り幾つもつくるというのはあれなのであれですけどけれども、確かに委員のおっしゃるように、三、四年たてば一人前の職人として現場でお仕事をしているんだけど、その基準と職長さんをやれるぐらいの技能者と同じレベルの下限をつくるのかどうか。

部会長 そこはいわゆる平均で考えるか、下限というものの持つ意味合いだけにするかによって大分違って、下限額は設定するけれども、標準みたいなものを置く、そういうような表示というのは、報酬下限額の設定という方法では余り適切じゃないんだと思うんですけども。

委員 そうですね。それはあり得ないですね。最賃と同じようなことから、ルールを決めて、それ以下はだめですよというルールなんだから、標準というのはない。だから、85%にして、言ってみれば設計労務単価の100%か、あるいは120%払う人もいれば、85%払う人もいるという中で。

部会長 それこそ70%の人も実際にはいるかもしれない。

委員 だから、それはいちゃいけないという考えでしょう。

部会長 能力的にね。

委員 いるかもしれない。いるかもしれないけれども、理念的にはその最低の85%にしましょうと。

部会長 85%なら85%ですよ。

委員 そのレベル2のところはね。だから、100%にしないのは、やっぱりそこに意味があるのであって、それ以上払っている人も多分いる。親方とか現場の責任者の方にはもっと払っているだろうし、ただ、なべてくると、入札価格の算定については一応100%で計算したわけでしょう。

部会長 予定価格の算定。

委員 100%のところを85%にしているという、そのぐらいの落差はいいでしょうということだと考えると、やっぱりそれ以外の設定は難しいですよ。何%にするか知りません。両論併記だとか、1つ決めておいて、ここに目指すなんていうことは、この性格としては余りあり得ないかな、公的な価格として設計

労務単価で決まっているからね。

委員 ただ、元下ということを行いますと、結局、下請がもらえるのは直接工事費だけなんですよね。ということは、100%であれば、設計労務単価をもらうというような形になるわけですがけれども、下請経費というのがかかるんですよ。元請さんは、例えば自分のところの利益分をこっちへ乗せて出すということとはまずあり得ない。それ以下でないと我々はとれないということになると、その下請経費というのには15%ぐらいかかるんですよ。ということは、私が言いたいのは、その標準労務単価の中に下請経費も入っているんでしょうと。ということは、実質、それだけ丸々はもらえないという意味なんですよね。丸々はもらえないというか、職人さんに払えないというふうになるわけですね。

部会長 下請の立場になった場合はね。

委員 はい。

部会長 仮に稼働日数とか工事量にもよると思うんですけども、直接雇用してしまえば、これは下請なしで全部抱えるという話になると、あとは雇用調整ができればその金額は払える。ただ、雇用調整ができなくて仕事が減ったときに、なおかつ抱えていなきゃならないという正規雇用者扱いにしていくと、仕事のないときも支払いが生ずるわけですね。

委員 そうですね。

委員 そうですよ。職人を持っている場合には、仕事がなくても仕事がなくなるようにもう必死に仕事を確保して、もうかろうともうかるまいと仕事を確保して、その職人なりなんなりがずっと働けるように仕事を調整しながらとってくるわけですね。そうしたときに、例えば仕事の薄いときにも、少々もうからなくても、とにかく仕事を受注して回ればいいじゃないか。その回ればいいじゃないかという仕事まで85%になると、もうどうにもならないと。

部会長 前回、委員が御指摘になっていたことで、落札率が引き上がっているように見えるけれども、それは実は非常に厳しい予定価格になっているので上がっていくんだという御説明がありました。そのことは、1つは歩掛の問題がありますけれども、やはり設計労務単価の引き上げほどには予算額としてはついてこなかったというのが実情なのかなと推測するんですが、その点は……。

委員 建築はちょっとわかりませんが、土木のことで言いますと、予定価格が1億円あるとすると、労務費の比率というのが大体20%からマックスで25%程度なんです。要するに20%ぐらいしか労務費はなくて、あとは機械費であるとか、材料であるとか、その他もろもろなんですけれども、30%はもちろぬいかなくて、25%前後までなんです。その25%部分が、例えば3割上がったとしても、全体でそこまで、例えば2割も3割も上がってはいないんです

ねということだと思っんです。その金額が上がって、要するに経費率も全部上がっているように見えているけれども、そこまで上がったという実感は我々は余りないですね。

部会長 その予定価格の上がりぐあいが……。

委員 予定価格が上がったと感じない。

部会長 労務費の上がりぐあいにはスライドしていない。

委員 それほどスライドしていないんじゃないかというふうに感じていますがけれども、実際のところはどうなんだろう。上がる前と上がった後の価格の比較、価格の検討をちゃんとしたわけじゃないので、正確なことは言えませんが、

部会長 国土交通省や自治省の通達にもあるように、歩切りの禁止や何かをいろいろ調べてはいて、大分改善はされているようなんですけども、しかし、実際に予定価格の水準にどの程度反映しているかという調査は余りないので、設計労務単価の引き上げが実際の予定価格全体にどのくらい影響しているかというようなことは、工種にもよるでしょうし、それこそ同じ建築でも機械がたくさんある部分とない部分とでは中身も違うと思いますので、何ともそのぐあいはここには判断しにくいところが多いと思っんです。とにかく設計労務単価の上がりぐあいをカバーするという状態にはまだ届いていないのが実情だと考えてよろしいんですか。

委員 そういう中で、先ほど言いました単価契約というのを土木なんかではやっておりまして、先ほど言った道路維持工事ですとか狭隘道路整備、こういう工事というのは、要するに仕事を現場でやっちゃって、やっちゃった後に、その数量で最後精算していただくというシステムの工事なんですけれども、こういう工事は労務費率が高いんです。労務費率が物すごく高くて……。

部会長 それは緊急性が高いとか、そういうことなんですか。

委員 緊急性が高いのもそうですし、労務費の比率が割と高い工事で、これは30%、40%ぐらい労務費率があるんじゃないかと思っんですね。ですので、こういう単価契約の工事というのは、要するに我々事業者は金額的に単価が上がったなという感じはしていて、こういう単価契約の仕事というのは、地元の建設会社はやってもいいなというふうに感じているとは思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、普通の単価契約でない、1本工事と言われるような1本で発注される工事については、実際の予定価格が今、世田谷区で発注されている工事はそれほど大きくないので、そうすると、大きくない分、経費も全部少なくなっているわけですね。そうした少ない経費の中で、直接工事費の中に入らないというか、工事が終わらない、お金が終わらないと、要するに経費を食っていくわけですね。共通仮設費もそうですし、現場

管理費、一般管理費、そういうところから少しずつ足し前をしていかないと工事が終わらなかつたりするわけですね。ですので、そういう小さい工事ほど最低労務単価を設定されると厳しいのかなと。

今、実際に 委員のほうで出されている設計労務単価の85%で入らない金額がかなりあるんじゃないのか、ぱっと今計算をしているんですけども、やっぱりあるんですよ。まして、これが例えば夜間工事になったりすると、これの1.5掛けになって、その85%なんて、もうとてもじゃないけれども、払える金額じゃないと思う。

部会長 そうすると、単純に想定しますと、例えば設計労務単価、最低報酬下限額を85%にした場合に起きる事態としては、不調とかそういうものがふえるという結果になる。

委員 今のままだとやれない工事が今以上にふえちゃうんじゃないかというふうな感じがして、それは我々（会社名）の人たちにも聞いてみると、やはり85%まで、そこでがっちり決められちゃうと厳しいんじゃないかと。

部会長 特に都の工事なんかは規模が大きいですから、おっしゃられているようにスケールメリットがあって、それなりの生産性の高い工法なりはできるけれども、区の工事なんかになると小さな額なので、どうしても労務費コストが上がるから、ダイレクトに採算に影響してくると。

委員 そうですね。

部会長 この辺は世田谷区の公契約の対象工事金額が3000万円で、ほかの区は大体1億円以上みたいなことになっているので、そのところは条例制定の議論の中でも出ていたことです。ただ、港区なんかの場合は全部、全工事を対象にして、要綱ですけども、やっていくということが出ていますので、金額だけの勝負にはならないとは思いますが、この辺をどう考えたらいいか。私もこうだからできるという保証は、先ほどの予定価格の改善がどこまで進むかというものに非常にかかわっていることなんですけれども。

委員 レベル3以上だったらどうでしょう。

部会長 レベル3ならば大丈夫。

委員 なかなかレベル2の表現が難しいですよ。

部会長 そうですね。

委員 未熟練というのは、1つの言い方として非常にスマートにぱっと出るけれども、レベル2というのは、ここで議論しているから、我々も表をいただいてやるからわかるんだけど、実際には難しいですよ。だから、やっぱり基準は単純で明快なものでないといけないということになるとすると、もう1つのやり方としては、当面、工事費が幾ら幾ら未満については80%にするとか、そういう言い方で例外をつくるか。ただ、見ていると、ほかの区は85%ぐ

らいで大体線が引いてあって、余り例外をつけていないですよ。

部会長 そうなんですね。

委員 だから、世田谷区も区の予算としては85%で出せるというふうにして出しているから、どうなのかな。どうなのかなというのは、よくわからないところがあるんですが、お2人の話を聞いていると、とても単価的にやっていけないという話なんだけれども、よその区はどうかしらというのが今思っていることなんです。きょうはほかの区のは持ってこなかったけれども、わかるようにしておきたい。設計労務単価の何%という言い方でいくと……。

委員 足立区が90%。でも、これは工事の予定価格が1億8000万円以上、渋谷区が1億円以上で、これも90%。港は条例じゃないですけども、全部85%。

委員 港区は何か……。

委員 予定価格は一応130万円を何とか全部。

部会長 だから、ほとんどの工事ですよ。

委員 はい、全部に対してというふうにどこかに出ているのかもしれないですね。

部会長 港の場合は世田谷よりもはるかにというか、これはほぼ全部ですよ。

委員 130万円だものね。

委員 あと、3000万円前後の仕事というのは、世田谷は、例えば土木ですと、Cクラス、Dクラスが受注するランクかもしれないですね。そうすると、そういうところの会社というのは、やはり自分のところの直営で働いているかなんですけども、そういう中で、自分の労務者を直営班を使ってやっていて、そのところで下の網をかけられるというのはやっぱり一番厳しいんじゃないかと感じますね。

部会長 今、土木関係ですと、世田谷区の事業者数はどのくらいになるんですか。

委員 結構あるんですよ。結構あるんですけども、実際に、本当にやっているところがあるかという話なんですけど、結構ありますよ。

事務局 50社ぐらい。

委員 50社ぐらいある、もっとありますよ。

事務局 うちの入札に登録していない人はかなりいるとは思いますが、優先業種登録だと全部で44社ほどですね。

部会長 44社、それが全体ですか。

事務局 全体というか、うちの入札に参加できる事業者ということですね。

部会長 入札資格者。

事務局 それが44社です。

委員 そのうち、実際に去年1年間で何社ぐらい仕事をとったんですか。

部会長 応札。

委員 応札していますよね、わからないですけどもね。

部会長 落札事業者数というのはわかるんですか。

委員 半分はいないですよ。

事務局 そうですね、土木工事自体が、今 委員がおっしゃったように、億を超えるような工事が、まず近年はそんなにはない。どうしても3000万円から4000万円ぐらいになるので、それを平準化して発注するために、A、B、Cランクだったり、B、Cランクだったりとかいうあれをやらせていただいています、そんなに多くはないと思うんですね。

委員 それで、同じ業者が何本も重複して仕事をとったりもするので、恐らく業者数でいうと3分の1ぐらい、もっと少ないんじゃないのかな。直感的に言うとなんか少ないんじゃないかと思えますけれども。

事務局 どっちかという、さっき言ったような委託系で申し込んでくる事業者さんと、あと工事系で来る業者さんがいますので、今のは優先業種登録の工事だけなので、どっちかという委託だけをやれば、むしろ業者数というのはもう少しふえると思います。

委員 先ほど 委員がレベル3を対象だったら可能性としてあるのではないかというお話もあったんですけども、こういう言い方がいいのかどうかわからないんですが、熟練技能工というか、一定の水準を持った方の下限額として、ただ、しばらくの間は一定のグレーゾーンになってしまうとは思いますが、別途基準を設けるよりは、反対にそういう言い方のところで、あくまでも基準は熟練技能工と未熟練、もしくは見習い工の最低、二本立てにしながらも、一定の期間の間はその間のグレーゾーンはあっても仕方がない期間なのかなという気もする。今現状が上がり切っていない、設計労務単価は上がっているけれども、実勢が上がっていないという事実もあるわけですから、そこで1万8000円、1万9000円の技能者の方がいるという事実も、その発表する表の中に入れるかどうかは別として、ただ、少なくとも答申の中には、一定そういう状況が今あって、そういうふうに公契約条例ができていく中で、それを上げていかなければいけないその期間なんだというような、言い回しが何とも言えないんですが。

部会長 一種の猶予期間というのを設けるような、そういうことを意味していますか。あるいはグレーゾーンというものが残ることも、考慮するとは書けないけれども。

委員 考慮するとは書けないけれども、あくまでもこの85%の対象はここで

言う熟練技能工で、委員の言う、例えばこういう表でいけばこのレベル3以上に該当する。個々の就労の状態とか技能の状況を言い出すと多分切りがないというか、幾らでも段階ができてしまって、それはどこの段階かといったら、結局誰が決めるんだといったら、事業主が決める以外、ほかに今の判断基準はないので、だからといって、今の現状を見て余り低い位置に基準を設けることは、決して今後の……。

部会長 現状に合わせるということはまた適当じゃないですよ。

委員 そこはまたそうだと思うんですよ。

部会長 そこは非常に悩ましいところで、よその区はどうやってやっているのか聞きたいぐらいのところがあるんですけども、まだ始まって間もない区が多いので、ここはこうだという一般的な解はないと思うんです。

委員 意外と多分、感じで言うと、支払いベースだったら全然オーケーじゃないのと。多分ゼネコンさんなんかでも、うちは下請に払うときにはこれぐらいの単価で、85%以上で払っているよ、多分そういう単価では全然その水準を超えてしまうんですけども、今、委員や委員がおっしゃっているように、実際職人さんの手取りベースの話を、世田谷の場合、現実的な話をしているので、そこのレベルでいくと、やっぱりそこまでに引き上げていく期間が必要なかもしれないですね。

委員 今、私の手元に都内の8地区のやつがあるけれども、85%が3地域で、90%が残り5つですよ。だから、85%以下というのは余り設定していないんですよ。それは事実なんです。だから、今おっしゃるような形をどこかに、

委員が言うような形で、できないことを強いられるほどよくないことはないもので、何らかの形で表現を入れるにしても、一応85%は維持していただくと。区役所のほうも発注側としては一応85%でいけるといことなので、そうしていただくのがやっぱりいいんじゃないかなと思いますね。やっぱり70%は書きづらいというか、書けないですよ、この制度でいくには。

部会長 現状ですからね。

委員 その辺で御理解いただいて、表現をうまくやって、後で出ますけれども、委託のほうも目指すところと、しばらくちょっと、いつかわかりませんが、29年度とは多分またずれるので、その辺も含めて、そういう条件を整えながらやっていくというふうに考えていくと、85%を目指しつつ、さっき言ったボーダーラインといいますか矛盾のところは、当面そうなるように、いろんな状況、環境を整備していくという考え方でうまい表現をつくっていただいて、そこでやらせていただく以外にないかなと。

委員 ある一定のレベル以上の技能とかね。

部会長 支払うことが可能な環境整備を進めることが確保されていくという

ことを前提に、こういう金額水準を求めるということでしょうかね。

あと、これはきょうは余り議論が出なかったんですけども、最低制限価格とか低入札価格制度の水準ともある程度連動する部分があると思うので、そこら辺は90%ぐらいでよろしいですか。実勢が前回の議論ですと87%とか90%。

委員 先ほどの議論で 委員
も書いていらっしまったんですけども、やはりそれをそこで上げるというのは、確かに余り好ましくないんじゃないのという気がしまして、要するに、本当はちゃんと適正な歩掛で積算がされて、適正な予定価格が組まれて、そこにちゃんと希望者が何社もいて、みんなが仕事をやりたいというふうに思って、ある程度の金額を切って入札するというのが正しいあり方だと思うんですね。ですので、みんなが希望できるような、そういう整備環境がちゃんとできれば、東京都であるとか国交省が設定している算定方式でいいんじゃないかと僕は思っていますけれども。

部会長 委員の表現ですと「労務費や法定福利費の積算での適切な反映」となっているこの「適切な反映」というところが、なかなかどのレベルかをやっぱり考えなきゃいかんところですけども、余りここを数量で定めないほうがいいという考え方だと思うんですね。

あと、 委員の2ページ目の5の中で、一定の条件つきなんですけれども、一定の入札の質の確保が前提になった上で、適切な積算により予定価格等が決定されているということであるならば、最低制限価格予定価格の90%から95%程度に引き上げる必然性は少なく、合理性なき高値誘導というものになってしまうと。90%ないし95%というのはそういうものだということで、ちょうどその87%とかの間がいい湯かげんだという発想だと思うんですね。

委員 先ほどから 委員もおっしゃっていたように、通常は直接工事費の中でその予算の中で工事が賄えないといけないわけですね。ところが、直接工事費の中で賄えない工事が出ているから我々は苦しいわけで、直接工事費の中で予算がちゃんと賄えてさえいれば、それなりに経費が確保できるはずなんです。

部会長 その場合は、ある意味で、これは直備で全部こなせるに近い状態と見ていいんですか。

委員 いや、そうとは限らなくて。

部会長 そうか、技術的な。

委員 外注的に例えば協力業者に仕事を出したとしても、その中でおさまっていればいいわけですね。だけれども、今、直接工事費の中で仕事がやり切れない工事がやっぱり出ちゃっているわけですね。それはもう世田谷さんもそうですし、東京都もそうでしょうし、国交省そうでしょうし、そういう工事はや

っぱり多数出ているわけですね、どこの直轄工事にしても。

そうしたときにどうするかという問題なんですけれども、例えば東京都であれば見積もり積算方式。要するにお金が合わなくて、10社以下の、例えば二、三社しか希望者がいない工事というのは、40社も登録業者がいて、二、三社しか希望者がいないというのは、これは異常な事態だと僕は思いますし、やはり10社以上がちゃんと希望できるような予定価格に修正する必要があるんじゃないかと思うんですね。そうしたように歩掛を、例えば日当たりの施工量を0.8で割り返す。0.8で割り返すと、要するに直接工事費の単価がぱっと2割ぐらい上がるわけですね。というようなことを随時みんな、国交省もそうですし、東京都もそうですし、弾力的にやっているわけですね。そうした入札の直接工事費を積み上げるときのやり方、あとは経費率も補正率を変えていくとか、間接工事費の補正率を変える、一般管理費の補正率を変える、大きい、要するに難易度の高いところだったら大都市補正を掛けるとか、そういうふうに歩掛を変えていくわけですね。そうした制度を弾力的にやってほしいという希望です。

部会長 これは今のところ、世田谷ではまだ見ない。

委員 多分見積もり積算方式は、恐らく世田谷区ではまだやっていらっしやらないんじゃないかと思えますし、あと、日当たり施工量の調整の措置も多分やっていらっしやらないと思えます。あと大都市補正率なんかも掛かっていないんじゃないかな。

部会長 これは区の担当で言いますと営繕が……。

事務局 土木です。道路の場合は土木部です。

部会長 道路はね。ほかの工種はどうなんですか。

事務局 建物は施設営繕です。

部会長 それでは、いろいろ適正化委員会との調整すべき項目もたくさん出ておりますけれども、ひとまず85%というラインを守りながら、しかし、その守らせ方の幅をある程度考えながら改善を進めていくという、そういう流れでよろしいでしょうか。

それでは、そういう方向で、あともう1つ、委託のほうについては、午前中の議論に引き続きまして、きょうの議論で申しますと、委員から出されているペーパーの中で、とりわけ前回の中間報告から引き継いで、特別区の行政職(一)の初任給を基準にした、ある一定のこちらの賃金を基準として設定していく、この考え方はこれでよろしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員 そうですね。計算式をぜひ入れていただきたいんです。

部会長 きょう出されている。

委員 ええ、計算式を答申の中に、こういう計算ですと。したがって、それ

がまた根拠が変われば、多分翌年にはその変わった、これは最近ずっと下がっていたのが最近、久しぶりに上がったんですけれども、昔は下がっていたんです。

部会長 下がる場合もあり得るということ。

委員 あり得るということで、それが公平だろうと。上がる場合、下がる場合がありますので。

ちょっと意見を言っておくと、答申というのは、人勧みたいなものは、23区の場合には、これは23区の特別区人事委員会が出すんですか。

事務局 正規職員は特別区人事委員会のほうで出します。

委員 そうですね。それが出ると、それを割り込んでこの計算するわけです。それが決まるのは大体11月ごろですか。

事務局 大体11月ぐらいですので、正式には給与条例に反映させる関係で、第4回定例会に議案として出します。

委員 賃上げなんかの場合にはさかのぼって適用するんですね。

事務局 いろんな条件もありますので、それを含めて条例の御提案になります。

委員 だから、毎年そういう形で確定していくわけです。

委員 だから、ここに書いてある金額は去年度なんですよ。

委員 ですよね。だから、前のはおととしでしたよね。この基準は当面……。

部会長 これはこの4月のやつですね。

委員 4月現在そうなんですけれども、これから決めて、今年度はさかのぼって精算するんです。

部会長 ああ、そうか、事後精算する。

委員 なので、実際今年度ではないんです。去年度なんです。

委員 ただ、我々の場合には、その後契約する人だから、やっぱり翌年度から適用でいいと思うんです。

部会長 そうなんです、1年ずれるわけですね。

委員 それはずれてもしょうがないと。正規の職員は、それは差額をもらうのは当然でしょうけれども、公契約条例の場合は翌年からということにして、翌年から契約したものについて適用していくということにすると、今のペースでいくと、大体12月までに決まるので、これは来年からの話なんですけれども、できれば8月の予算決定までに。

だから、いつからするかは別にして、この労働報酬専門部会は、毎年3月、4月、5月がいいのか、あるいは4月、5月、6月がいいのかわからないけれども、3回ぐらい入れていただいて、見直しの必要だとか、追加答申の何とかだとか、ことしは変えないというのもあってもいいと思うんですけれども、一

一応毎年、当面そういうのをすべきかなと。この決め方としてルール化とおっしゃっていましたよね。だから、今の公務員の正規職員の方の決まるのを前提にして、それを十分検討するところから始まって、7月末には終わる。

これでどこからやるかはちょっと御相談なんですけれども、4月、5月、6月で足りるならば、4月、5月、6月ぐらいという形で、そのうちの2回か3回というような形で毎年やると。先ほど言ったように下がる場合もありますから、あるいは特別な何か、地震が起きたとかなんかもあり得ますが、一応毎年改定の分も含めて検討するというふうに、当面そのようにしておいたほうがいいと思うんですね。先ほど来、85%の話も、やってみたら、とてもじゃないけれどもという話も出るかもしれないし、あるいはむしろ入札価格の改善ができていないということになるかもしれない。

部会長 そうなんですね。

委員 そういう意味では、毎年一定の時期に一定の見解を持って……。

部会長 検討すると。

委員 検討すると。公務員の先ほどの委託の方の決定方式に倣っていくと、大体そんな形になるのかなと。

そうすると、この委員会では翌年度のを検討する、さかのぼっては支給しないということでもいいんじゃないかなと。今私が言った決め方のルール、翌年のを決めるという形での会議の持ち方と時期については、今のをどこかに入れておいていただきたい。

部会長 言ってみれば、水準設定の運用に関する点検と是正というか、そういうものを検討する場を設けてと。

委員 要するに、毎年、翌年度のを検討するということで、結果的にことしはいいですという年もあるかもしれない。それをちょっとどこかに書いておいていただくといいかなと思います。

委員 あと、私からは、それこそ全ての職種に該当する最低の額と、有資格者や業務の内容に応じた水準決定をある程度段階的にでもふやしていく必要が多分あると思うんですね。今回、委員のほうから出されているやつもわかり、僕のほうでも、これはそれを材料として使うかどうかは余り、あったので出したというだけで、実際この中身というのは、設計業務とか建築保全業務の労務単価がどのように具体的に使われているのか、どのように調べられているのか、僕はこの中身を余り知らないの、一応例として出しているんですけども、こういうものもやっていかないと、特に建築に絡むところでいくと、設計なんかは予定価格もなく、予定価格というのは公表されず、かなりのダンピングで設計業務なんかは受注されている。ただ、今回の公契約条例に該当する1000万円を超えるような設計業務というのは、多分年間発注で1件あるかない

かぐらいしか多分ないとは思いますが、設計のほう、うちの組合員さんでも設計業者さんがいらっしゃるんですが、設計業界は建築なんかよりもっとひどいダンピングで、変な話、労務管理なんかとてもできるような会社ではない、できるような状況ではないという話も聞いていますので、一定何らかの基準を持ちながら、業務内容に応じた下限額をつくっていく必要があるんじゃないかなというふうには思っています。設計が悪いと、建築のほうのあおりを食らうのは、今度、施工業者さんになるので。

部会長 この問題は、設計と、もう1つ積算との一体発注じゃないものにするという提案が、かねて 委員のほうからあるんですけれども、区としては、これは非常に困るんだということは何かございますでしょうか。あるいは可能であれば、それは分割して出すということにできるんでしょうか。設計・積算はほぼ外注でこなしてきているという話なんですけれども、設計・積算を一体にするんじゃないかと、それぞれ適正かどうかをチェックできるように独立に、それぞれ積算と設計を分けて発注する体制にしていただけでないか。そこに何か不都合というか、不可能性があるのかないのか、可能なのか、その辺のところはどうでしょう。

事務局 分けるということで、当然第三者の目が入って、それだけ適正になるという、そういうメリットもあります。時間がかかるという点も、これは正直出てくると思います。ですから、通常、建物であれば、やはり4月にオープンというのが、特に学校なんかは期日が決まっていますので、これを6月とか7月がいいというわけにはいきませんから、そこから逆算していろんな日程を組む中で、そういう部分の工期全体の中で、それがもう1回可能かどうかということですね。

部会長 工期と、それから工期を守っていけるような形の設計・積算のほうへ逆に戻ってくる、その調整が必要だということですか。

事務局 いろんな意味で工期に影響を与えますので、それがどれだけかかるのかという点もありますし、対象となる工事は、では、全工事がいいのか、あるいは試験的に1つか2つがいいのか、そういうことも検討の視野に入れて検討していかなくちゃいけないことだとは思っております。

部会長 その検討は、経理課の領域じゃないわけですね。

事務局 これは契約に絡むことですから、もちろん経理課も絡んで、建物であれば施設営繕担当、それから道路であれば土木部、こういった部署とも、そういう発注工期をずらすことも含めたり、あるいは積算を第三者に頼むときのプラスアルファでかかる時間がどれぐらいかかるか、そういういろんな可能性を取り入れて、工期なり、それにかかる時間、費用、こういったものもどれだけ効果があるかということも含めて検討していくものだと考えております。

ですから、一概にいいからやろうということではなくて、やはりこれまでのいろんな積み上げもありますので、そこは流れを外さないようにやっていくべきことではないかなと思っています。

部会長 そうすると、基本的には今の体制の中で試験的にいいか悪いかをチェックしていく、そういうテスト的な入り方をするというふうなこと。

事務局 入り方をすることも選択肢の1つとして検討していこうということです。

部会長 その利点もあるという点はそうかもしれませんが、また逆にチェック機能がなかなか働きにくくなる、その点の是正策というのは何か考えておられるんですか。

事務局 その点については、これから検討の中でそれをどう是正していくかということも含めて、全体の中で検討していければと思っています。

委員 来年の委託業務の下限額をどう決めるか、私は先ほど午前中にお話ししたんですけれども、もう1度お話をさせてください。

1つは、結論を先に言うと1020円がどうか。これは先ほど言ったように1093円と950円との差額は143円なんです。半分ということで70円。そうすると、950円に70円足して1020円ということになるんですね。この1020円をどう考えるかということなんですが、先ほど申し上げているように、高卒の初任給の方というのは経験もなければ特別資格もない。そういう方は臨時職員もそうだというふうに考えると、同じ賃金でいいんだという考え方なんです。ですので、その高卒で初めてなる方の賃金は無資格の一般事務職の方と同じでいいんじゃないかという考えです。

ただ、いきなりそこへストレートに行くというのは、区の財政だとか、これまでの賃上げの経過だとかがあるもので、来年ということは求めませんと。だから、ダブル答申になるんだけれども、目指すところはそこだと。さっき言った高卒初任給を目指すと。29年度については1020円にすると。理由は3つあって、1つは、さっきも言っているように、同一労働同一賃金の原則で、いずれは1093円に到達するんだけれども、区のおっしゃっているいろんなことを考えれば、ことはその半分以上を是正すると。

それから、2つ目が官製ワーキングプアのお話で、この間、2000時間ですかね。年間2000時間ということになれば普通の、1000円ちょっと超えていくと200万円を超えるわけで、必ずしも2000時間いかないときもありますので、1020円ぐらいだとちょうど年間200万円を超えるだろうということですね。

あとは、さっきからお話ししているように、これは全国的な話ですけれども、最賃もいずれ1000円以上にといい首相が述べているので、すぐではないけれども、いずれなるでしょうと。そういう意味では、公契約条例というのは、あ

る程度最低賃金の間の差がないとおかしいんですよ。そういう意味で、余りにも数10円の単位は少な過ぎるということと言うと、やっぱり1000円を超えるという数字がいいのではないかなと。

もう1つは、区の財政の問題なんですけれども、私どもは率直に言って余りよくわかりません。わかりませんが、私がいただいた臨時職員の賃金や先ほどの表もありますが、結構8業種ぐらいが1000円を割っているんですね。確かにいただいている、どなたからいただいたか忘れちゃったけれども、ただ、そんなに臨時職員の人って実数として数は多くないと思うんです。そういう意味で、一般補助だとか、ここに保育補助だとか、小学校の警備の方だとか、介添人かな、いろいろいらっしゃる。1000円を割っている方がいるんだけれども、その影響力は確かに年間50億円ぐらい削減していかなきゃいけない予算規模なんだ、ほかかふえているということなんですけれども、70円ぐらいは時給で上げて、上げ過ぎということはないので、結果として区のほうで大きな支障になるほどの数字ではないかなと。後で数を出していただければわかると思います。

私は、そういう意味では、とりあえず当面、29年度は1020円と。では、その翌年はどうするのか。それはいろんなことがあるので、翌年は翌年、また公務員の方が上がれば、それを考えながら、その差額をまた考えていって何割かを乗せていくという形で、私としては、できれば三、四年ぐらいで目指すところまでいってほしいなと思いますが、そこは最後は区長の方が決めるお話だろうと。

午前中の話の続きなんですけど、やっぱり審議会的な役割ですので、我々は我々の意見を述べて、しかも労使対決するわけですから、ある程度部会長を中心に裁定的な意見を述べるしかないだろうと。あとは条例上は、区のほうはそれを聞いてとしか書いてないんだね。聞いていただいて、区の実情だとか何かを考えていただくので、ここで区の実情はこうだから、我々がそれを120%考慮して決めちゃうということ、せつかくある第三者委員会はまた意味がなくなっちゃうので、私はこの委員会というのはそういう第三者的な存在なので、区のいろんな情報を得ながらも、我々は我々なりに日本全国の状況だとか、あるいは東京の他区の状況だとか考えながら、この世田谷にふさわしいと思われる額を毎年考えるというのでいいんじゃないかなと思っているので、私は1020円というのは、ぜひ皆さんの御協力をいただいて、それを明記していただければと。ただし、来年以降どうするかは書かない。それはその翌年、また新しい委員が新しく考えればいいことだというふうに考えているんです。その辺で御意見をいただいて、お願いします。

部会長 1093円じゃなくて、その間の1020円ぐらいが1つの可能な、1000円を超える水準ではないかという、こういう意見です。この前も出た話ですけれ

ども、今回、28年度の予算の中で930円が950円になる。その過程で、先ほど出たように、経済情勢とか財政事情とか、周辺のさまざまな関連や賃金体系、そういうものと絡んで決めたんだ、こういう話です。

前回も私が質問したんですけれども、これは仮に1093円から950円になる過程で財政支出の大きさというのはどのくらいなのかという推算、積算というか、推計でいいんですが、どのくらいの金額と考えればよろしいんですか。これは試算しておいていただけないかというお願いをしたと思うんですけれども、課長はいかがですか。

事務局 昨年、28年度の場合は950円ということで、通常、委託系で見積もりをとる場合、見積もりの事業者というのは、多分国の最賃であったりとか、その辺から見積もりは来ると思いますので、私どもとしては、それが例えば950円になった場合、その差額がどのくらいでいくかということで、1つの会社のほうを参考にしながら試算しまして、約2億円の予算計上を財政に申し入れてやったところです。

委員 これは907円から。

事務局 そうです。

委員 ということは43円上げたときに2億円ぐらい。

事務局 例えば907円のところもあれば、その職種によって違うんですね。

委員 職種によって違うの。

事務局 例えば受付は高かったり、一般的な事務は安かったりとか。

委員 一番下で907円、当然かもしれませんね。中には930円。

事務局 そうですね。やはり907円はどこの事業者もこれは下げることはあり得ないはずなので、ただ、その会社の例えば受付であったりとか、その辺の平均をとりまして見積もりをとり直した場合、どういう感じになるかということで試算しまして、約2億円を要求したという形です。ただ、時期が時期だったもので、その2億円を入れるのにもかなり苦労したという形ではございます。ただ、今回は8月答申ということですので、幾らになるかというのはこれからになると思いますけれども、当初予算のほうに見積額として、各所管のほうにはそういう形でお話しさせていただくという形ですね。

部会長 2億円というのは、930円ベースが950円になるときの2億円なんですか、それとも1093円でやると2億円になるということですか。

事務局 いや、じゃなくて、うちが今回950円と決めさせていただいた、要するに通常、各事業者さんはいろんな職種を持っていますので、一般事務の人は幾ら、例えば受付はちょっと大変だから幾らとか、そういう形で見積もりを多分してくると思いますので、それは今までの平均をとりました。ただ、907円というのは最賃ですので、これを下回る事業者はないでしょうということで、う

ちが今までの見積もりをもとに950円というのを最低にした場合、要するに今までは907円だった人が950円になる。今度、930円だった人はやはり上がると。もう全体的に上がっていきますので、そういう平均値をとりまして、財政のほうに要求したのが約2億円。それ以上いっているとは思いますが、約2億円ですね。

部会長 907円から950円というものを基点にしてということで、43円の引き上げ額が波及していく過程で総額が約2億円と。

事務局 そうです。全体的に2億円と。

委員 今度、950円から1020円になるとしたら、どのぐらいになるんですか。その三、四倍ですか。

事務局 ちょっといいですか。今43円上げて2億円というのは1つインプットされたかとは思いますが、ただ、これはあくまでも907円が何人いて、例えば920円が何人いて、930円が何人いて……。

部会長 加重積算になる。

事務局 いわゆる加重積算になっていきますから、単純に43円で2億円だから、もう40円上げたら2億円かということ、そういう計算にはなっていないと思います。むしろ累積的にふえていく可能性のほうが高いでしょうから、そこはちょっと勘違いなさないように御理解いただければと思います。

委員 実際、もしこれが1020円となったときには、各所管に業者に1020円で見積もりを出してくれということをお願いする形になるんですか。

事務局 そういう形ですね。

委員 概算要求を出してくれということに関しても、こういうルールができて、今1020円で検討しているから、例えば会館の管理について見積もりを出してくれと。

委員 そうですね。なので、この議論をここの中でするのかどうなのか。僕はしたほうがいいんじゃないかというのが2番だったんですね。そもそも950円に決まったときに、こういうことを勘案して1093円が950円になりました。でも、こういうことがわからなかったのが今の一例ですよ。では、ことし、29年度を決めるに当たって、引き続き考え方は、僕からの提案としては1105円、高卒初任給であると。だけれども、今、委員からもあったとおり1020円。僕もできれば今年度冷静に考えて1000円を超えるところを御提示させてもらえればなと思ったんですけども、委員からそれ以上のが出たので、僕はそれに乗りかかりたいと思うんです。

委員 せめて半分ということですね。

委員 では、1020円がちょっと出ましたが、区としてそれをもって所管に1020円で今年度やってくれ、調整してみてくださいということは言えるのかどうなのか

という議論がこの2番。1、2、3、4番が多分あって、金額がより精度が高まるというか、近づいていくというか、理想は上に掲げていますけれども、我々が言っていく部分と区ができ得る金額、これをやっぱり一致させるべきかなと僕は思っていたんですが、より近づけていけるための議論をしたほうがいいのか、それとも、先ほど少し出ましたけれども、意見提言だから余りしないほうがいいのか。

委員 何年でいくかというのは、やっぱりこれは区長が最後に決めることだと思うんですよ。我々は目指すところは、さっきの高卒初任給ということで決まっているわけで、多分これは多くの自治体がいろんな正規職員を決めているので、東京都だろうとほかの区でも同じだから、これは普遍性を持つと思うんですよ。それで、少なくともそこへいくという、目指すべきことは今回ももう少し明記して、それ以上、あとはそこへ何年で近づくかは、むしろ首長の人を含めた区役所全体のこの条例に対する考え方だから、我々としては一日も早くという思いで、来年はその半分と。

では、翌年はその半分と言いたいところだけれども、それはまた翌年考えて、またその差額の半分というのもあるだろうというふうに、そこに近づいていくということで、我々としては提言をしたい。その後は、やっぱり毎年変わってくるので、下がる場合もありますから、下がる場合に下げるのかという話もまたあるし、あるいは正規がこれだけ上がったから、そのまま1000円も上げるのかというのはまた違うだろうし、だから、やっぱり毎年差額を意識しながら考えていく、それはその年に考えると。余りるる決めちゃうと硬直化して、余りこの委員会を開く意味がなくなっちゃうというので、とりあえず自分の委員の任期である来年までということで、来年のことは言えると。再来年のことは再来年の委員に任せよう、これがいいんじゃないですか、この委員会として。

部会長 乏しい知識で言いますと、この委員の2番目の(1)というのは、ある意味で東京都の23区人事委員会がある程度人勧のような形で答申するというので、賃金水準のある体系が決められる、これは1つこの要素としてあると思うんですね。

それから、(2)が区の財政事情とか、委託先のさまざまな賃金体系のはね返り、そういうものをどの程度が見積もる。それが支払い可能かどうかというので、きょうの話で言いますと、28年度は大体2億円ぐらいの額になる。恐らく1020円になった場合は、そのはね返りはもうちょっと大きな額になるということ予想して、それが可能かどうかということの範囲は、恐らく4倍、5倍にはならないとは思いますが、少なくとも2億円にはおさまりに切らないかもしれない。

だから、その辺を踏まえてどのくらいを考えるかということ、もう一方では地

区の状況というのは、やはり就労する方々の生活のレベル、官製ワーキングプアから脱出させるための一歩にしていくということも、多分地区の状況の中に含めて考える。

そして、区の行政運営の公平性とかというのは、賃金の同一労働同一賃金との関係もあるかもしれないので、その点を含めた公平性をどういうレベルで調整するか。そういうふうを考えて、ここは抽象的に書いてあるけれども、具体的なある程度の中身が要素として見えてくれば、今後の来年度への事業の考え方、そういうものにある程度量的な把握が可能になっていくと思います。そういう意味では、きょうの推算ですけれども、非常に重要なあれだと思いますので、今後の答申の議論の1つの要素とさせていただきたいと思います。

方向性としましては、これはことしに移して考えますと、前回の中間報告の1093円というのは、実はことしで引き戻してみれば1105円ないしは1106円、そういうことから、950円から考えると155円ぐらいのギャップがあって、半分で70円よりちょっと出るわけですけれども、そののところは1つの調整項というふうに考えて、その幅で出すか、時期で示すか、この辺はどうしましょう。例えば2年後にはこのレベルに追いついてくださいという言い方をするか、そこまで言う必要はないか、来年度だけの。

委員 今回決めなきゃならないのは、29年度の報酬下限額ですね。

部会長 では、だけでいいですね。

委員 あるべき姿は1105円であると。これは計算式も入れて、これは第1項に明記してもらおうといい。そこにどう到達するかは、僕が言っているように区長さんが考えることだから、この委員会としては、そのために来年は1020円というふうに決めていただいて、余り動いたら、だって、中間答申が一応出ているので、一応1093円をもとにして考えて、ちなみにというのはあって、これは1105円だから、毎年変動するものだというのはどこかに脚注みたいにちょっと入れておいてもらえばいいんじゃないですか、ちなみにというのは。一応我々は去年の中間報告をもとにして、その差額の2分の1程度と。

委員 なので、目指すべきは高卒初任給の時間給換算だよということはず大前提にある上で、29年度はこの1020円でよければ1020という、それがどうかということ。

部会長 委員、この辺はいかがですか。

委員 今お話しがあったような形で。

部会長 では、この経済状況、財政事情、その他をある程度勘案して、ひとまず1105円というものが目標だけれども、29年度については1020円を上回る水準という言い方にさせていただきます。

委員 実は、ことし私が出させていただいたシンポジウム、資料は後でいた

だいたんですけれども、この950円はすごく評判が悪いんですよ。たしか低過ぎるという人が100何人だったかな。ちょっと今見つからないけれども、アンケート結果をいただいたんです。

そういうことなので、せっかく世田谷区で条例をつくられて、第1回の中間答申を出したところ、私たちがいろいろ議論させていただいたのが評判が悪いというのは情けないので、今度は多分評判は少し戻るとは思いますが、いや、それはわかりませんが、少なくともこの委員会、部会としては4けたのちょっと上ぐらい、2000時間をちょっと割っても、いわゆる官製ワーキングプアを上回るぐらいの金額は出さないと、この公契約条例をつくった意味がないんじゃないかしらと思いますので、ぜひそういう方向で書いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

部会長 わかりました。

そのほか御意見ございますか、これをぜひというのは。

委員 ちょっと話が戻って申しわけないんですけれども、先ほど部会長から部長のほうに話された見積もりの件についてちょっとお話ししたいんですが、なぜそういうふうにしてほしいということをお望んでいるかは、我々は参考内訳をもらって、それに値入れをして、予定価格とどうだという比較をしながら受注するかしらないかを決めているわけですね。その参考内訳の数量の違いが多過ぎる。ということは、設計事務所さんに設計から見積もりまで全て任せているからそういう結果が起きるので、設計は設計、そして積算は積算事務所へ別々に出してもらおうと。確かに工期の問題は当然あるんですが、その辺はぜひとも実行していただきたいと思いますというふうに思います。

我々は受注した後、もう1回自社で積算するんですよ。それが正確であれば、そんな二重手間はかからないんですよ。ですから、それをお願いしたいというのと、もう1つ、国のレベルでは、参考内訳の数量が違っていた場合、受注者は申し入れができるという制度が今度新たにスタートいたしまして、いずれは東京都もそうなるでしょうし、地元区でもそうなるんじゃないかなというふうに思っております。お願いいたします。

事務局 この点は、先ほど申し上げましたように、そういう第三者を入れてやると。当然これは委託という形になりますので、予算化をどうするか。こういう話については、建築である場合は今、施設営繕のほうとも話をしています。土木のほうは、そういう点も含めて、建築、土木で同じレベルで話を担当部のほうともさせていただいて、もう7月に入りましたので、来年度予算要求に向けて、そこら辺がどうかということは、もちろんこういう議論も踏まえた上で上げていこうというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、いきなり全部というのは、これは何がどれだ

けかかるか想定できませんので、やるとしても、ある程度何本か選んでやるような形でないと、それをやって検証しながらよりよい方向にというふうに考えていますので、そういういろんな選択肢を視野に入れて、よりよい積算業務をつくっていこうということで検討しております。

部会長 これは入札契約の適正化の前の状態まで含んで改善を求めている点でもありますので、この公契約条例ができたことをきっかけに、そうした幅広い分野での改善に、事務局としての庁内の調整をぜひお願いしたいなというふうに希望を持っております。

委員のほうからも出ていますように、この公契約条例の運営をめぐる組織の対応策も提案されていますので、これもぜひ入れておきたいと思っておりますので、それも含めて先ほどの積算、設計の改善というような問題を受けとめていただければなと思っています。

委員 あと、委員のほうからも話が出ている法定福利費の問題も、労働報酬専門部会の議論というか、結局、労務費が上がれば法定福利費も上がるわけで、特に下請の法定福利費や経費が労務単価の中に含まれてしまっていると。いや、直接工事費なんだと言ってしまうと、結局、その分がどうしても賃金から引かれて払われることになるので、やっぱりそこを何とか改善していただかないと、この下請の報酬下限額は余計守られなくなってしまうので、ぜひともそこは議論というか、答申の中にも入れていただくように。

部会長 このところは改善策として、これというものを別建てという言い方もございますけれども、これは下まで通るかどうかという問題は、先ほど言った計算式の中に潜っているだけのことなんですけど、制度的にそれを外に外して、ずっと元請がこれを守られるようにできないものか。

委員 今、例えば各業者団体が独自に標準の見積書というソフトをつくっているんですね。そのソフトというのは、材料費、手間、運搬費、その他という中に、その外に社会保険料一式幾らというような形で、どんどん発注者に提出してきているんですね。そうしますと、この工事だったら大体何割が労務費で、そのうちの約15%がそういった保険料であるという形がだんだん明らかになってきている段階ですので、時間がたてば必ずわかってくることになると思います。ただ、それがもう下請さんもみんな法人化して、実際負担してもらっている状況にありまして、余りタイムラグがあり過ぎると、やっぱり下請の首を絞めるという結果になりかねませんので、ぜひ早い改善をしていただきたいというふうに思います。

委員 少なくとも発注の見積もり段階で、下請まで含めた法定福利費を何らかの形で別枠明示するとか。

部会長 この分はと。

委員　そうですね。法律上払わなきゃいけないものなので、反対に、ここを競争するほうがおかしいという話なので。

部会長　恐らく払いたくなくて払わないんじゃないじゃなくて、払えないから払わないという状況が改善されなきゃならない制度的な部分がかかっているわけですよ。そういう意味で、従来とは違う対応というのがやはり求められてきていると思うので、これは必ずしも公契約条例そのものじゃないんですけれども、それを実行するに当たっての改善策として進めていかなきゃならない改善テーマだと思います。

委員　先ほど　委員が提出いただいた資料を見ると、結局、公契約条例がないは関係なく、実は23区のうちに20の自治体が調査をさせているという実態があるわけですから、そこはやっぱり早急な対応が必要なんだと思います。

部会長　そうですね。そういう点では、そう言っただけでは叱られますけれども、世田谷区の対応はやや消極的であるという感じも受けましたので、これはぜひ改善するように努めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかはどうでしょう。

それでは、午前中から引き続いてでありましたけれども、これをもとに、ひとまず改善案を7月20日前ぐらいにとにかくお送りして、それで皆さんの御意見をいただいて、もう1度自分のほうで言った意見を含めて取りまとめたいというふうに思いますので、そういうことで、まだメールの上での会議は続くと考えていただいて、ひとつよろしく御協力をお願いいたします。

それから、その間の中継役もぜひ、事務局のほうにお手数を煩わせますけれども、よろしく願いいたします。

事務局　事務局のほうで、御意見は基本的には全部、会の委員の皆様に流すということでやらせていただきます。

部会長　ほかに何か御希望、御要望はございますか。次回は7月28日に適正化委員会がございまして、そこでまた御意見がございましたらお話しいただいて、そこでは多分最終案に近いものができ上がると思います。

そういうことで、本日、大変活発な議論をいただきましたことを御礼申し上げます。これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。